

平成18年度地域・職域連携支援検討会 報告書（案）

平成19年3月

地域・職域連携支援検討会

目 次

はじめに	1
I 地域・職域連携支援検討会の活動状況	2
1 地域・職域連携支援検討会の経緯	2
2 地域・職域連携支援検討会の目的	2
3 地域・職域連携支援検討会の活動内容	2
II 地域・職域連携推進事業の現状と課題	5
1 地域・職域連携推進協議会の運営について	5
2 都市部における地域・職域連携推進事業について	6
3 職域関係者との連携の活性化について	7
4 保険者協議会との連携について	7
III 今後の方向性	8
1 地域・職域連携推進協議会の目指すべき方向性	8
2 地域・職域連携推進協議会の主な具体的役割	8
IV 推進方策	10
1 都道府県協議会と2次医療圏協議会の運営	10
2 都市部における連携事業の進め方	11
3 職域関係者との連携の活性化	12
4 保険者協議会との連携	13
V 課題と方策（Q&A）	14
おわりに	20
資料	21
1 地域・職域連携事業の取組例	22
2 地域・職域連携推進事業実施要綱	48
3 地域・職域連携支援検討会開催要綱	51

はじめに

我が国は、急速な高齢化や食生活の変化等に伴い、糖尿病や虚血性心疾患等の生活習慣病の増加が著しく、生活習慣病対策が喫緊の課題となっている。

このような中、先般の医療制度改革において、予防の重視を柱の一つに位置づけ、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の概念を導入し、医療保険者に特定健診・特定保健指導の実施を義務付けるとともに、運動、食生活、喫煙面での生活習慣の改善に向けた国民運動を展開する等、本格的な生活習慣病予防対策を進めることとされたところである。

地域・職域連携推進協議会は、地域保健と職域保健とが連携を図り、健康づくりのための社会資源を相互に有効活用して、保健事業を共同で実施する等の場として、平成17年度から都道府県及び二次医療圏を単位として設置され、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制を整備することを目的とした地域・職域連携推進事業を実施しているところである。

同協議会の設置・運営等に当たっては、地域・職域連携推進ガイドラインが活用されているが、より円滑な事業の推進を図るため、地域・職域連携支援検討会を開催し、平成17年度から検討会構成員が都道府県等の地域・職域連携推進協議会等に出向いて、現状に応じた助言等の現地支援を行ったところである。

生活習慣病予防対策を総合的に推進するためには、都道府県が総合調整機能を発揮し、健診・保健指導や普及啓発等の具体的施策に即し、医療保険者、市町村等の具体的な役割分担を明確化するとともに、関係者間の連携を促進することが期待されている。このような都道府県が中心となって協議する場として、地域・職域連携推進協議会の活用が求められているところである。

平成20年度からの医療制度改革を踏まえた生活習慣病予防対策をより一層推進し、地域保健と職域保健が更なる連携を図っていくために、地域・職域連携推進協議会の果たすべき役割は更に重要となる。健康寿命の延伸と生活の質の向上を実現するため、より効果的に事業が展開されることに、本報告書がその一助となることを期待したい。

I 地域・職域連携支援検討会の活動状況

1 地域・職域連携支援検討会の経緯

平成17年度から、都道府県及び2次医療圏を単位とした地域・職域連携推進協議会（以下「協議会」という。）が設置され、地域保健と職域保健とが連携を図り、健康づくりのために社会資源を相互に有効活用して、保健事業を共同で実施する等、地域・職域連携推進事業（以下、「連携事業」という。）が実施されている。

協議会の設置・運営及び連携事業の実施・評価等に当たり、平成17年度「地域・職域連携支援検討会」では、検討会構成員が都道府県等の協議会等に出向いて、現状に応じた助言等の支援（以下、「現地支援」という。）を行った。その結果を踏まえ、平成18年6月に地域・職域連携推進事業ガイドラインの改訂を行ったところである。平成18年度、更なる本事業の全国的な展開を進めていくことが必要であることから、「地域・職域連携支援検討会」を開催し、現地支援等を実施したところである。

本検討会は平成18年6月から平成19年3月までに合計5回開催し、現地支援は19か所で実施された。

2 地域・職域連携支援検討会の目的

「地域・職域連携支援検討会」は、平成18年度に実施される都道府県及び2次医療圏を単位とした連携事業の円滑な実施を図り、それぞれの地域特性を考慮した地域保健と職域保健の連携をより実効性のあるものとなるように支援するために開催する検討会である。

本検討会の事業内容は、次の2点である。

- (1) 地域・職域連携推進事業ガイドラインの改訂に関する検討
- (2) 「地域・職域連携推進協議会」の設置及び運営に対する検討会構成員による支援

3 地域・職域連携支援検討会の活動内容

(1) 地域・職域連携推進事業ガイドラインの改訂

平成17年度の都道府県への現地支援報告等を受けて、平成18年度の検討会において、ガイドラインの改訂について検討し、主に都道府県協議会及び2次医療圏協議会の役割や運営、保険者協議会との連携等について追加し、平成18年6月にガイドライン改訂版を策定した。

さらに、平成18年度の都道府県等への現地支援報告等を受けて、ガイドラインの再改訂を行った。

(2) 検討会構成員による協議会の設置及び運営に対する現地支援について

平成17年度に協議会を設置した都道府県等と平成18年度に協議会の設置を予定している都道府県等のうち、検討会構成員による現地支援が未実施の都道府県等に構成員各2名を派遣した。

構成員は、協議会もしくは協議会立ち上げのための準備会議等に参加し、円滑な連携事業の実施に向けて、表1のとおり平成18年7月から平成19年3月までに合計19か所への現地支援を実施した。

そのうち、指定都市は1か所であった。また、協議会立ち上げのための準備会議への現地支援は、表2のとおり6か所であった。

構成員は、協議会の構成メンバーが主体的に取り組めるよう、それぞれの地域の実情に合わせた連携事業の円滑な推進のために、助言等の支援を行った。また、必要に応じ、電話やメール等による支援も実施した。

表1 都道府県協議会等への現地支援状況

日 程	自治体名	担当構成員	
7月25日(火)	東京都	岡山構成員	錦戸構成員
8月31日(木)	岩手県	櫻井構成員	松田構成員
9月 5日(火)	山梨県	松田構成員	—
9月13日(水)	栃木県	土肥構成員	永江構成員
9月26日(火)	千葉県	河野構成員	事務局
9月28日(木)	広島県	永江構成員	—
10月13日(金)	大阪市	岡山構成員	松田構成員
10月17日(火)	和歌山県	荒木田構成員	河野構成員
10月24日(火)	福井県	櫻井構成員	事務局
11月 6日(月)	山形県	荒木田構成員	—
11月15日(水)	新潟県	家保構成員	—
11月30日(木)	福島県	河野構成員	櫻井構成員
3月13日(火)	鳥取県	永江構成員	—

表2 協議会立ち上げのための準備会議等への現地支援状況

日 程	自治体名	担当構成員	
8月 3日(木)	福岡県	永江構成員	堀江構成員
9月15日(金)	山口県	家保構成員	河野構成員
10月 5日(木)	岐阜県	家保構成員	—
10月27日(金)	熊本県	家保構成員	河野構成員
11月22日(水)	宮城県	家保構成員	—
12月11日(月)	香川県	荒木田構成員	錦戸構成員

Ⅱ 地域・職域連携推進事業の現状と課題

現地支援を実施した結果、以下のような連携事業の現状と課題がまとめられた。

1 地域・職域連携推進協議会の運営について

(1) 協議会の設置状況

平成18年度は、医療制度改革に向けて都道府県協議会の設置が進んだ。平成18年12月5日現在までに、都道府県協議会は24か所、2次医療圏協議会は108か所設置された。

(2) 協議会の位置づけ

本年度の現地支援では、都道府県の健康増進計画（健康日本21地方計画）等に協議会の意義や位置づけが明記されていた。

なお、協議会は、新たな協議機関としての設置や既存の協議会を活用してその部会として位置づけられていた。

(3) 協議会の運営について

都道府県協議会では、具体的な連携方策を協議するため、ワーキンググループを設置し、各2次医療圏協議会の代表者や市町村の代表者がメンバーやオブザーバーとして加わり、具体的な協議をしているところがあった。また、地域の医師会や事業者等が協議会に参画し、連携事業への理解と協力が得られ、具体的に協力できるプランを提示すること等により協議が活発化しているところがあった。

一方で、2次医療圏協議会等とのつながりがないところもあった。

具体的な連携事業の協議を進めていくためには、協議会の構成メンバーに、それぞれの機関の代表者だけでなく、2次医療圏協議会関係者や事業者等が入ることが有効であることが分かった。

協議会の進め方については、都道府県協議会において、次年度以降の計画を明確に示したり、2次医療圏における具体的な取組を示す等、運営に工夫しているところがあった。このように今後の方向性等を明確に示しながら戦略的に運営することにより、議論が活性化されていた。

一方、協議会設置後の具体的な連携事業の企画や運営方策について悩んでいる協議会が多かった。また、評価が十分行われていなかった。

なお、都道府県協議会の事務局が、2次医療圏関係者を対象に準備会議等を開催しているところもあった。取組が進んでいる2次医療圏の活動内容について、他の2次医療圏に活動の紹介や協議をして関係者の共通認識を図ること等により、2次医療圏協議会の育成や支援が行われていた。

(4) 連携事業について

本年度は、協議会の設置が進んだが、具体的な連携事業への展開が十分進んでいないため、引きつづき取組を推進していくことが課題である。協議会においては、地域全体を見据えた事業計画を企画・立案することにより、各事業を連動させ連携事業の推進を図ることが必要である。

なお、平成17年度に検討会構成員による現地支援を実施したところにおいては、平成18年度は次のような連携事業が実施されていた。

① 健康まつりの開催

協議会が、市民を対象にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）についての普及啓発を目的とした健康まつりを開催した。パネル及びポスターの展示、腹囲を計るテープの作成及び配布、保健師による健康相談を実施した。当日は、協議会メンバーがスタッフとして参加し、他の団体との交流もできた。

② 禁煙支援指導者養成研修会の開催

協議会が事業所における分煙に関するアンケート調査を実施し、その後事業所を対象とした禁煙支援指導者養成研修会を開催した。

③ 歯周病対策普及後援会（全国労働衛生週間説明会開催時に実施）

労働基準監督署、保健所、労働基準協会、市町村等が共同して、職場でできる健康づくり（歯周病予防の歯育・食育）についての講演会を開催した。

④ 小規模事業所における体力測定及び健康教育

保健所が小規模事業所と連携し、産業医、産業保健スタッフのいない小規模事業所に対し体力測定に専門的助言を行った。また保健所医師がメタボリックシンドロームについて講話を実施し、保健師が健康教育を実施した。

⑤ 建設業関係者への安全教育

保健所が、建設業の現場監督者を対象に、労働衛生マネジメントシステムの導入を試みた。グループディスカッションにおいて、職場の事故事例及びヒヤリハット事例の整理を行い、自分の現場についての考察を行い、事故の起こる頻度と重傷度を検討し、さらに、各自が具体的な安全計画を策定した。今後、他の建設業者とも連携し取組を継続する予定である。

⑥ その他

事業所における生活習慣病等に関する調査の実施、労働基準協会や地域産業保健センターと連携による共同でのメンタルヘルス対策に関する研修会の開催や出前講座の実施、商工会議所・商工会の広報誌への健康情報等の掲載による普及啓発活動等の取組があった。

2 都市部における地域・職域連携推進事業について

（１）都市部における連携事業について

都市部の都道府県協議会では、ワーキンググループ等を開催し具体的な連携事業の推進のために検討をしたり、具体的な連携事業を進めるため、まずモデル事業を実施する等の工夫をしているところがあった。

なお、職住分散により昼夜の人口移動が多い都市部においては、複数の保健所設置市があり、関係組織が多数あるため把握が困難であったり、対象が捉えにくい等の課題があった。

（２）都道府県協議会と保健所を設置する市及び特別区（以下、「保健所設置市等」という。）との連携について

現状では、都道府県協議会と保健所設置市等との連携が十分に図れていない。地域の健康課題と方策について協議するにもかかわらず、その都道府県の人口の大部分を占める保健所設置市等と協議会との情報交換や課題の共有ができていない。

2次医療圏内に都道府県保健所と保健所設置市等が混在している場合においても、都道府県協議会事務局や2次医療圏協議会事務局が、保健所設置市等の担当者と情報共有ができていないところが多かった。

一方、協議会等のメンバーとして、保健所設置市等の担当者が参画しているところ

もあるが、そのようなところにおいても連携が不十分であるという課題が挙げられた。

3 職域関係者との連携の活性化について

連携事業の開始当初は地域保健が主体である事例が多い。なお、関係者間のコミュニケーションや実務者によるワーキンググループの開催等を通して、職域における健康課題を地域保健関係者がダイレクトに感じることができるようになっていた。

協議会の職域関係者の構成メンバーや運営については、都道府県労働局や労働基準監督署、商工会議所・商工会、地域産業保健センター等の関係者が協議会及びワーキンググループのメンバーとなり、活発に運営されているところがあった。指定都市の協議会においては、事務局を労働基準監督署と社会保険事務局、指定都市担当課で担い、協働で事務局を運営しているところもあった。

しかし、職域関係者のメンバーは、労働行政関係者にとどまり、事業者の参加が少なかった。その理由としては、①どこに声をかけてよいか分からない、②事業者の情報が少ない、等が挙げられた。

また、2次医療圏と労働基準監督署の管轄区域が異なるため、複数の2次医療圏協議会に労働基準監督署が参画をしなければならず、協力が得られにくいという現状もみられた。

職域関係者との連携については、関係者の連携事業のメリット等について明確化されていないことから、都道府県や2次医療圏での具体的な連携事業の取組状況に差がでているという課題があった。

4 保険者協議会との連携について

都道府県協議会や準備会議等においては、保険者協議会代表者の参画がみられた。しかし、協議会の構成メンバーと保険者協議会の構成メンバーが重複したり、お互いの役割の理解が不十分であるケースが多かった。

協議会は、生活習慣病予防対策だけでなく、国民の心の健康問題等地域・職域の連携を強化すべき課題に対して、事業を計画、実施するとともに、ネットワークを拡大し、ポピュレーションアプローチを推進することにより、地域全体の健康づくりも考える場であることを明確にする必要がある。

Ⅲ 今後の方向性

1 地域・職域連携推進協議会の目指すべき方向性

協議会の目指すべき方向性は、地域・職域において、生涯を通じた健康づくりを継続的に支援するための効果的な保健事業を構築することである。すなわち、生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図るために、ヘルスプロモーションの視点に立って自治体、事業者及び医療保険者等の関係者が相互に情報交換を行い、保健事業に関する共通理解のもと、それぞれが有する保健医療資源を相互活用、又は保健事業の共同実施により連携体制を構築することである。

また、国民の健康づくりを支援するためには、生活習慣病予防対策のみでなく、メンタルヘルス、自殺予防等、幅広い健康問題について個人及び家族を捉えた対応を行い、地域全体の環境を整備していくことが望まれる。

そのため、都道府県協議会においては、都道府県における健康課題を明確化し、地域全体の目標、実施方針、連携推進方策を協議すること等により、関係者による連携事業の計画・実施・評価の推進的役割を担うことが求められる。特に、平成20年度以降は、地域・職域関係者が一同に会する都道府県協議会において、特定健診・特定保健指導に関する情報を有する保険者協議会との連携を密にすることにより、地域全体の健康問題を捉え、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチとを隔合し、生活習慣病予防対策を推進していくことが求められる。

また、2次医療圏協議会においては、関係機関と連携し、健診結果等の健康に関する情報の収集、健康意識調査等によるニーズ把握等を行い、2次医療圏固有の健康課題を特定し、その解決に必要な連携事業の計画・実施・評価等を積極的に行うとともに、都道府県協議会と情報共有することが求められる。

2 地域・職域連携推進協議会の主な具体的役割

(1) 都道府県協議会の主な具体的役割

- 各関係者（医療保険者・労働衛生部門・市町村衛生部門・関係団体）の実施している保健事業等の情報交換及び分析、第三者評価
- 都道府県における健康課題の明確化
- 都道府県健康増進計画や各関係者の特定健診等実施計画等に位置づける目標の策定、評価、連携推進方策等の協議
- 各関係者が行う各種事業の連携促進の協議
 - ・市町村が中心となるポピュレーションアプローチと、医療保険者が中心となるハイリスクアプローチの連携方策
 - ・生活習慣病予防対策と介護予防施策、メンタルヘルス、自殺予防等、他の施策との連携方策
 - ・科学的根拠に基づく健康情報の発信に関する調整・協議
 - ・研修会の共同実施、各種施設等の共同利用
- 民間事業者等の協力の下、特定健診等の総合的推進方策の検討
 - ・特定健診等の従事者などの育成方策
 - ・特定健診等のアウトソーシング先となる事業者等の育成方策
 - ・被扶養者に対する施策に関する情報交換、推進方策
- 協議会の取組の広報、啓発

(2) 2次医療圏協議会の主な具体的役割

- 2次医療圏固有の健康課題の明確化
- 共通認識として明確化された健康課題に対して、各構成機関・団体として担える役割の確認と推進
- 健診の実施状況及び結果等の健康に関する情報の収集、健康意識調査等によるニーズ把握等の実施
- 健康づくりに関する社会資源（市町村の保健事業、地域産業保健センター、運動施設や公園、学校、ヘルシーメニュー協力飲食店、産業界の取り組み、マンパワーなど）の情報交換、有効活用、連携、調整
- 健康に悪影響を及ぼす地域環境に関する情報交換、方策の協議、調整
- 具体的な事業の企画・実施・評価等の推進及び事業に関する広報
 - ・ 地域・職域の共通課題やニーズを把握するための調査事業（実態調査、意識調査等）
 - ・ フォーラム、健康情報マップ作成、ポスター作成等の企画
 - ・ 健康教育、健康相談等の共同実施
 - ・ 研修会、事例検討会の開催
- 圏域の市町村、事業所への支援
- 協議会の取組の広報、啓発